

	新潟市教育委員会 平成26年1月 臨時会会議録			
日 時	平成26年1月8日(水) 午後2時00分			
場 所	市役所本館3階 対策室			
出席委員 (6名)	齋藤委員長		欠席委員	
	沢野委員			
	佐藤委員			
	吉村委員			
	織田委員			
	阿部教育長			
会議に出席 した職員 (7名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人		
	教育次長	齋藤 博子		
	教育総務課長	岩名 俊明		
	教育政策 担当課長	上所 隆		
	学校支援課長	高橋 恒彦		
	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝		
教育総務課主査	石田 貴宏			
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2 時 0 0 分
付議事件 (0 件)	宣 言 者	委員長
	議案番号	件 名
	議案第 号	
報 告 (1 件)	記 号	件 名
		新潟市いじめの防止等のための基本的な方針（案） について
協議題 (1 件)	記 号	件 名
		平成 2 7 年度以降の新潟市教育ビジョンについて

第1 開会宣言

○委員長 午後2時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に織田委員及び沢野委員を指名します。

第3 報告

○委員長 これより報告案件に入ります。

「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針（案）について」学校支援課長より説明をお願いします。

○学校支援課長

年末12月30日時点で何とかまとめたものは、国の方針をまず読み込んで、それを本市の、いわゆる地方のレベルでも使えるように修正をして整えたところまでは行ったのですけれども、国の方針をある程度なぞりながら地方版に落としたという形でした。

これまでの本市の取り組んできたこととか具体的な内容、特に学校現場に、昨年、いじめの未然防止だとか、起きた場合の対応とかいじめの対応リーフレットに掲げていることとか、さらに、生徒指導でずっと各学校にリーフレットを通じて取り組ませてもらっているようなことについての記述が、やはり読み直してみると欠けているということで、今日配付しました1月8日版という形で、少し修正を加えさせていただきました。

網掛けにさせていただいた部分があるのですが、この網掛けにさせていただいた部分辺りが、特に本市が取り組んでいること。また、本市の実態に応じて本市のいろいろなそういう組織ですとか、関係機関との中でやってきているような形で、さらに具体的に入れ込んだほうが良いというような考えもあって、そういうことで少し修正をさせていただいたものを配付させていただきました。

さらに付け加えさせていただくと、そういう形で見直したときの構成が、12月の段階でお配りしたのは非常に分かりにくいのではないかとということで、順番も変えさせていただいております。例えば、第1条の最初には、まず本市のいじめ防止等の対策に関する基本理念として、まず掲げたほうが良いのではないかとということで、最初に持ってくる。お配りした中身をまったく変えたということではなくて、順番を少し入れ替えさせていただいたというような形です。概要版のゴシックで示したページは、お配りして目を通していただいたページに対応しております。そのような形で今日こういうものも提案させていただいております。

このようなことで、当日、ほんの直前の差し替えでもありま

すので、本日は今日までにお読みいただき、いろいろと事前に気が付いた点などご意見を頂戴して、今後のパブリックコメントまでに、また修正をしていきますので、ここに反映させていただきたいと思っております。限られた時間の中で、この方針について、忌憚りの無いご意見、ご指摘等をいただければと思っております。以上が資料の差し替えについての説明となります。

今日お配りしたほうの概要について、概要版に基づいて簡単に説明させていただきます。

まず、最新版について、第1章として、いじめの防止等のための対策の基本的な本市の考え方について述べてあります。そして、特に3番にいじめ防止等に向けた方針として、市としてどういうことをやるのか。この市としてというのは、基本的には教育委員会が中心になる部分が多いと思っております。教育委員会はどういうことをやるのかということで、いじめの基本方針の策定や必要な施策の統合的な実施。それから、学校、家庭、地域との連携を強化し、日ごろよりいじめの防止や対処に努めるとともに、重大事態発生時に調査を行うということ。それから、学校としては、いじめを生まない学校実現のための指導、支援を行うこと。また、いじめに対して積極的、組織的に対応して、子どもとともに課題解決を図るというふうなこと。それから、保護者として、子どもの心情の理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるように愛情を持って育むことや、いじめが許されない行為であることを子どもに充分理解させ、いじめ防止等の取り組みに対して、学校に協力して努めること。また、市民としては、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携して、いじめの根絶に努めるということなど、というふうなことを最初に持ってきました。

それから、第2章については、いじめの防止等について私どもが実施する施策について、国の法に基づいて、法の第12条、第14条1項、第14条3項等に照らし合わせながら、組織などの設置について、まず述べてみるという形をとりました。さらに4番以降、教育委員会の具体的な取り組みについて、全部羅列すると非常に膨大になりましたので、丸印で簡潔にまとめました。

裏にいきまして、第3章、いじめの防止のために学校が実施すべき施策というようなことで、主にこれは各学校が実施する施策です。今、学校にも基本方針の策定を準備してもらっているところではありますが、具体的にはこれを校長会等で示して、最終的な学校としての方針策定に生かしていただくという形になっています。

最後に第4章、重大事態への対処ということで、国の例などは全部省いて国レベルのものと市レベルのものを分けて、市レベルで行うものについて、改めて整理をして書きました。

順序を再構成させていただいたということが、今日の新たな資料の違いになります。このようなことで、あくまでもお読みいただいてきた中でのご意見、ご指摘というように、今日はお伺いしたいと思います。

○委員長

これは事務的なことで、内容的なことではありません。今日いただいたこの案というのは、いつごろ作成されたのですか。今日差し替えという、追加というか。

○学校支援課長

1月になってから見直して、今日までに作成しました。

○委員長

変わったところを説明いただいたのだけれども、こうやって見比べて、各委員にご意見を伺いたいということですか。

○学校支援課長

見比べるのではなくて、先ほど申し上げたように、あくまでも前にお読みいただいたもので、ご意見をいただければと思います。中身は替えていないのですけれども、順番を少し入れ替えさせていただいたということになります。

○委員長

では、事前にいただいた資料を基に、意見を言うということですか。

○沢野委員

確認ですけれども、この内容は変わらずに構成が変わったということですか。

○学校支援課長

そうです。先に送付した資料はどちらかという、国を追いかけることに必至でしたので、国の方針の流れをある程度、新潟市版にしたものになりました。改めて読み返してみるとやはり気になる部分がありました。今日また直前に差し替えというのも失礼かと迷ったのですが、ただ、ここでもお示ししないまま、やはりこういう順番に入れ替えさせていただくというのも、手続き的にどうかということもあり、今の時点で自分たちが気づく望ましいという順番には変えてみました。内容的には大きく変更していないので、お読みいただいたものでご意見を頂戴して、それでまた今後に反映させていただければと思っています。

○沢野委員

委員会とか附属機関の設置の部分で、少し分からないので、分かりやすくお願いします。新潟市いじめ問題対策連絡協議会は、ここにあるように、校長会、民生児童委員会議、児童相談所、法務局または地方法務局、行政、警察その他の関係者によって構成され、常設なのですね。

もう一つの新潟市いじめ問題等対策委員会というのも、専門的な知識を持つ方とか、いじめを経験した第三者、これはまたこの構成で別にありますよね。これも常設なのですか。そ

れで、どのような動きになるということが、少し分からないので教えてください。

○学校支援課長

新潟市いじめ問題対策連絡協議会は、常設になります。

まず、第14条の1の「いじめ問題対策連絡協議会」というのは、これはどちらかというと、地域のいろいろな学校を中心として、学校ですとか民政児童委員、コミュニティ協議会ですとか、その地域全体でいじめの未然防止ですとか、そういったようなものを行うための下地作りなどをやる、いわゆる地域ぐるみで、地域と学校を中心としていじめの問題に対応しようという、そういうふうな対応の組織のものです。

そこで、先ほど申し上げたように、具体的に少し入れ込んでみましたけれども、学・社・民の融合によるいじめ防止を目指し、健全育成にかかわる機関諸団体との連携を図るために、新潟県警察、新潟市小中学校校長会、法務局、新潟市コミュニティ協議会、民生児童委員、児童相談所、新潟市PTA連合会その他の関係者などの代表構成員とする組織を作っていくということなのです。これがまず一つです。それから第14条の3というのが、これは教育委員会が組織する附属機関になりますが、これも平時にいじめ問題が生じにくくするような、いわゆる未然防止ですとか、万が一起きたときにどういう対応をして深刻にさせないとか、そういったようなことについて、専門家などを交えて設置するための組織です。これは常設、附属機関ですので、これは基本的には条例設置というふうな形になってきます。それと今度、下のほうにおいて第28条の1。左下です。こちらについては、自殺を企てたとか、身体に障害を受けたとか、金品の何かそういう関連を受けたとか、そういう重大な事態というような、国が言っているレベルのようなところに陥ってしまったときに調査をする組織として設置をするというふうなことです。

それで、私どもの考えとしては、この第14条の3と第28条の1は、同じとしてもよいという国の方針、法律があるので、基本的には同じような形に構成をしたのが今回の方針の原案であります。ということが、今のご質問のお答えということで、基本、常設になります。

○委員長

今の件に関して確認ですが、先ほど言われた、いじめ問題対策連絡協議会と重大事態が発生したときの協議会は同じメンバーと、今、そう言われましたよね。

○学校支援課長

いじめ問題対策連絡協議会とは違います。第14条の3と第28条の1が一緒です。

○委員長

改めて確認ですが、こんなに多くの関係者が、重大事の発生

時には集まって協議をするのですか。そういう意味ではないのですか。

○学校支援課長

重大事のことについては、4章以降にまとめました。

○委員長

違う組織のことを言われているのではないのですか。沢野委員の質問はそういうことでしょうか。

○沢野委員

また確認です。新潟市いじめ問題等対策委員会は専門の方々から構成されるということですよ。これは附属機関として常設されると。

その最後に付け加えられたのが、その下の重大事態、第28条の1です。その時に調査組織という話までされましたよね。それと、その附属機関とは同じメンバーということで考えていると言われたのですよね。

○委員長

第14条と同じメンバーで、いろいろな人たちが集まって協議をするのですか。県警察から公聴会から法務局からのメンバーということですか。

○沢野委員

いじめ問題対策連絡協議会と新潟市いじめ問題等対策委員会はどうかと説明いただきました。その後、調査組織とのメンバーも一緒にしてもいいので一緒に考えているというところまで付け加えてくださったので、少し混同したと思います。

○学校支援課長

こういったところも誤解がやはり出るのですけれども、新潟市いじめ問題等対策委員会というのが、今年度の4月1日から動かしている教育長にアドバイスを行う機関の名称なのです。

○沢野委員

もうメンバーも決まっていましたよね。

○学校支援課長

今、実際動いています。名称が似ているので、そのことです。これを、第14条の第3項に規定する附属機関として設置します。基本的に附属機関として設置をし、そして定期的にお集りいただき、未然の防止のために、今どのような取り組みをしていますといったことをやりとりし、もっとこうしたらいいとか、定期的に検討する役割を担う、そういうイメージです。

○佐藤委員

以前いただいた資料は放っておいて、今日いただいた資料できちんと議論したほうがいいのかではないのですか。

○沢野委員

結局は、この取り組みは、新潟市が先に進んでいたところに、国から遅れてその対策が出てきて、それに合わせようとするからこうなったということでしょうか。

○学校支援課長

あくまでも法に基づいて、実施していかななくてはならないところが非常に難しいところです。組織の設置なども非常に時間がかかってしまいます。進行、お任せいたします。

○佐藤委員

もう一回精査してバージョンアップされたわけでしょう。バージョンアップされた資料に私たちは意見を言うべきで、古い資料に意見を言っても意味がないではないのですか。

○委員長	なおかつ、課長が最初に言われたのは、大きな変更はございませんと言っているわけです。では小さな変更はあるのですかと思うのです。だから混乱するのです。
○佐藤委員	だから、これをもう一回私たちが持ち帰って、よく見て、それで意見を申し上げるほうがいいと思います。
○委員長	委員の質問からして、全員の理解がなかなかうまくいかない。だからこうなっているわけでしょう。
○教育長	いじめ防止のためにどういう組織を作るのか、いじめが起きたときにどういう組織でどう対応するかということが、今、議題になっています。そして確かに、その説明が非常に分かりにくくなっています。ですので、この図で、新潟市は未然防止のためにこうします、何か起きたときにはこうしますということを、説明をしてもらったほうがよく分かると思うのですけれど、どうでしょう。
○委員長	ほかの委員からいかがですか。それでいいですか。それでは、その説明を、よろしくをお願いします。
○学校支援課長	今年度の4月1日から動き出している「いじめ問題等対策委員会」を、この図で言う第14条の3に置き換えるといいますか、そのような形で設置したいと思います。ここの役割は、先ほど申し上げたようにいじめの未然防止ですとか、いじめが起きたときにリスクを最小限に抑えるための対応とか、そのために学校を中心にして地域ぐるみでどうしていくかということの、市の方針とか取り組みについて、定期的にご意見や審議をして確認をしていくための組織です。
○佐藤委員	もう一回確認します。それは第14条の3ではなくて、第14条の1ではないですか。4月からスタートした第14条の3の委員会は、実際にいじめが起きた時にどう対処するかを検討する機関ではなかったのですか。未然防止のために検討する機関ではなかったような記憶があるのですが。 問題が起きた時に教育長を中心としてメンバーを集めて、そして、どういう対処をしていくかを検討する。そういうことが機関の役割だったと私は記憶しているのですが、未然防止も一緒にやるというのは少し違うのかなと思います。
○渡邊教育次長	この4月1日から立ち上げた組織と、実はこれから作っていくとする組織は違います。というのは、組織の機能を、増やしていくためです。今おっしゃった未然防止といった対応についても、第14条3項の附属機関の中に新たに入れていきます。
○佐藤委員	機能を増やすということですか。未然防止もこの附属機関の中で検討するということですか。
○渡邊教育次長	はい。そしてもう一つ、さらに重大事の場合にもこの調査機

能を増やしていきます。言うなれば大幅に衣替えというかバージョンアップをして、教育委員会の体制を整えていくということです。

○吉村委員

次長の今のお話の件ですが、それが今年度、秋以降話をしてきたメンバー構成の問題とか、含めて話し合いましたよね。それですよ。今度の4月1日からスタートするという案件ですよ。今立ち上がっているのは、今年度という話が少し出たけれども、今年度は各学校レベルでしかないはずだと私は認識しているのです。メンツを決めたのが今年度ですよ。

○学校支援課長

実際には、4月1日から委員会は立ち上がっています。

○吉村委員

4月1日以降に。そうか。委員名を公開するかしらないか、そのことは去年の1月に話をしたのか。

○学校支援課長

市が国より先に立ち上げてしまったので、少し混乱しているのです。未然防止も含めて、そして、実際にいじめが起きたとしても迅速に対応できる体制や対応ができる、常に検討しておく委員を構成して、附属機関として設置しなさいというのが、この第14条の3です。しかし、新潟市は、去年のうちにそれに似た組織を作っています。そこで国が求めている役割を少しプラスアルファして置き換えようということです。

○委員長

ということは、第14条の1というのはこれまで無かった組織で、国が新たに示してきたものなのですね。

○学校支援課長

第14条の1は新潟市にも今までもありません。

○委員長

そういう言い方をしていただくと、この図を見たときに理解しやすいのです、これまでの経緯がありますからわかりにくくなる。

それを踏まえて、いいですか。先ほど次長が言われたのですが、第14条の3、もともとあった新潟市のものがバージョンアップしたのですよね。改めてお聞きしますが、第14条の1と第14条の3は何が違うのですか。

○学校支援課長

第14条の3のメンバーはどちらかというと、ああいう心理の専門家ですとか、専門職の方を中心に構成します。いわゆるこういう子どものいじめの問題ですとか。

○委員長

構成員がどう違うのか、検討する内容はどこが違うのか。どの程度の割合で、協議会、連絡会の会合を開いて対策に努めるのか。案の状態でしょうが、その辺のニュアンスが分からないと。

○学校支援課長

第14条の3は、委員の構成員数は多くありません。四、五人くらいで構成されることになると思います。第14条の1はもう少し構成員数が多くなります。先ほど申し上げたような、地域ぐるみでいじめの防止の意識を高めていく、市全体でいじめを

無くしていこうという意識を高めるためのものです。そのため、地域のいろいろな方々を含めた構成にしていきます。

○委員長

ということは、それぞれ別のメンバーがいるということですね。考え方としては、第14条の3の組織とは、重複しないということですね、

○渡邊教育次長

いじめ問題対策連絡協議会というのは、例えば、今までは警察とか民生委員が個々に会合を開いて情報をいただいていたのです。それをもっと広域的にまとまってやろうという組織です。今度、附属機関になるのは別の組織になります。例えば弁護士とか臨床福祉士とか、個人個人が委員になって附属機関のメンバーになっていただきます。そういう違いがあります。今度は専門的な分野からいろいろなものを考えていただく、議論していただくことになります。

○委員長

分かりました。第14条の3は、そういった専門の方の意見も踏まえながら、いじめが何か起こったときだけでなく、未然防止も含めて議論する、そういう組織と理解していいですか。

○佐藤委員

いじめ問題対策連絡協議会というのは、今後、広域的にこれから設置しますということですよ。すると、それぞれの機関の上下関係はどうなるのですか。同じ立ち位置になるのですか。いじめ問題対策連絡協議会というのは、本来は議論するのはいじめ防止になります。防止をするためにはどうしたらいいか話し合う。新潟県警察から各機関に集まってもらい議論してもらおう。そして、未然防止も含めて議論する附属機関もバージョンアップして設置するわけですよ。その時に、全体的な議論をどこが判断をし、どこが責任を持って遂行していくのか。いじめ問題対策連絡協議会でA案があって、新潟市いじめ問題等対策委員会でB案があったとする。そして、A案とB案が同列で議論していくのか。それとも、附属機関がB案を作って、これが一番有効ということになったら、この案をいじめ問題対策連絡協議会に下ろして、そのためにどうすべきか、どういった解決法が出てくるか議論してもらおう。そして、実際の取り組みで、このいじめ問題対策連絡協議会から各学校にどうやって下ろしていくのかということ。その辺の指示、命令系統がこの図ではよく分からないのです。どうなるのですか。

○学校支援課長

指揮命令系統と言いますか、多分、後の重大事態も含めて役割がそれぞれ違うことになります。恐らく、これからどういう方々にどう構成していくかということを決めていくときに、またそこももう少し見えてくると思うのです。けれども、第14条の3が一番、教育委員会事務局とか学校の施策に近いところについて意見とか、いろいろな指摘をいただくような役割を担う

こととなります。第14条1のいじめ問題対策連絡協議会は、そういったことも踏まえながら、市全体で今現状がどうなっていて、どういう実態にあってとか、また、地域のいろいろな立場の方から心配なことなどの情報をいただいたりすることになると思います。先ほど申し上げたような、もう少し広域的な意見を吸い上げたり、取組みについて周知したり、そういう役割がこちらになると考えています。

○佐藤委員

いじめ問題対策連絡協議会というのは地域の情報などを吸い上げて、それを附属機関に対して上げていくということですか。そうであれば、指揮命令系統は一本でなければいけないでしょう。こちらにAの対策があって、こちらのBの対策があるというのはよくありません。それぞれの対策が全然違うことはないと思います。けれども、そういったときに誰が判断するのですか。

○学校支援課長

指示系統ということになると、やはり、この第14条の3が中心になります。

○佐藤委員

だからこの組織は、イメージ図でいうと、第14条の3の下に入るということですか。違うのですか。

○渡邊教育次長

附属機関というのは、委員を教育委員会に配置するという意味です。実際にいろいろな施策を実行するのは、あくまで教育委員会です。最終的には学校で判断することになります。

○佐藤委員

教育委員会がいじめ問題対策連絡協議会の上にあるということですか。

○渡邊教育次長

はい。いろいろな意見がいろいろな方面から出てくる。専門家からも当然出てきますし、諮問もされます。その中で、すべてそのとおりにするかどうかはまた別問題です。その中で、これらの意見を踏まえて、こういうふう具体的にいじめ対策をしていく案はこれですということは、教育委員会で決定し、実施していくこととなります。

○佐藤委員

意思を決定して実行していくのはこの教育委員会の定例会の中でこれが諮られるということですか。そう理解してよろしいでしょうか。

○委員長

もう少し分かりやすくしたほうがいいのではないですか。その組織図という言い方はおかしいのですけれども。

上下関係という意味でなくて、いじめを未然防止する、そしていじめが実際に起きた時の対策を考える。そのために、こういう組織で、こういった位置付けでこういう協議会を作ることが、今、ようやく少しずつ理解されてきました。これは一般の人が読んでもまず分からないと思います。施策を実施するのが教育委員会ということは、誰でも分かっています。国の

政策というよりも、新潟市はこういう形で実施していきますとそれを説明していただけますか。こんな言い方は何ですが、より分かりやすい組織作りというか、協議会作りを目指すという説明も何かあったほうがいいと思うのです。

○渡邊教育次長

実はそのような図を準備もしているのですが、まだ完成しておりません。次回お示しできるときには、より分かりやすい図でいきたいと思います。実際、組織がいくつもあると、なかなか構成が掴めないと思うので、我々もそこを整理するために、少し変えてみました。そのようなことで、今はこの状況で委員の方々には大変申し訳ありません。分かりやすい図も準備したいと思います。

○委員長

組織を新しく作るというのは目的があって、その組織はそれぞれ何をするためのものかということが明確にならないといけません。そうでなければ組織を作ってもあまりうまく機能しないのではないかと思います。個人的には危惧いたします。

○学校支援課長

例えば、第14条の3の右側のほうは、やはり医師ですとか弁護士とか学識経験者とかそういう方々の見知からご意見をいただくということになると思います。連絡協議会はどちらかというと、地域の代表とかPTAの代表とか、広く市民感覚から意見をいただいたり、また、我々の施策などについても考えを示していただいたり、指摘いただいたりということを考えています。市民に広くいじめの問題について気運を高めていく、そういう役割を担えるような方々にしていくべきではないかと考えています。国の方針から我々もイメージしているのですけれども、今、ご指摘いただいたように、まだ具体化のところまでは落とし切れておらず、申し訳ないところです。

○委員長

それがないと、代表者を選ぶにしてもどう選ぶのかと思うのです。

それをはっきりさせて、選定をされていったほうがいいのではないですか。第14条の1は、みなそれぞれ大きな組織です。趣旨というか考え方は分かりました。

その他の件に関して、委員の方からご意見、ご質問ございますか。

○吉村委員

調査結果の報告を受けた市長及び組織というのがあります。この項目について、これまでの状況と、これが立ち上がった場合に何が変わったのか、簡潔に何かありますか。これも国を受けての作業、起こした項目だと思うのですけれども。まだそこまで進んでいませんか。

○学校支援課長

いいえ。行っています。先ほどの図で、この第28条の1を少し補足してもいいでしょうか。

○吉村委員	<p>こういう項目があったのだけれども、私自身はまだびんと来ていないのです。というのは、今まで、市長とは新潟市の問題などをやっているのでもいいのですけれども、こういう項目は設けていないかということについて、もう少し具体的に分かりたいなという意味で質問したのですが。</p>
○学校支援課長	<p>重大事態ということに陥った場合で、自殺を企図したとかそういう重大事態に陥った場合に、今度は第 28 条の 1 という調査組織で、学校とは別に、第三者的な立場の人間がいじめの問題について調査をするということが出てきます。そういう組織を作ります。</p>
○吉村委員	<p>これは新たにですか。これは今まではなかったものですか。</p>
○学校支援課長	<p>新たにです。ただ、新潟市としては、この第 14 条の 3 の定期的にお集まりいただくメンバーに兼ねていただくことで考えています。</p>
○吉村委員	<p>それは構想としてそうなるのですね。</p>
	<p>私は実は今、大津市の件で市長さんがマスコミにたびたび登場しながらも、結果的にはいろいろ教育委員会と首長の間がうまく連携できていないと思うわけです。どちらが善し悪しは別としてですけれども。ですから、こういうことについてはかなり慎重にしっかり検討しておかないと、後になってまずいことがあってはうまくないと思って質問したのです。少なくとも今回新たに立ち上がったということですね。</p>
○吉村委員	<p>大津市の場合は、これが無い段階で首長が動いたということですよ。分かりました。大体掴めました。</p>
○学校支援課長	<p>今のご質問の最後のところですが、この結果について、首長に今度は報告をなささいという義務づけになりました。私どもは今までもやっていたけれども、法レベルで新たに起こしたということになります。</p>
○吉村委員	<p>そういうことが大きく変わったということを認識しておかないといけないと思うのです。今まで散々言われるだけ言われているわけだけれども、法がそういうふうに変ったというのは、委員以外も認識してこなくてはならないことかなと思っています。</p>
○学校支援課長	<p>それで、さらに言うと、そこである程度の解決ができた、もしくは、納得できたという場合はこれで終わります。けれども、それでどうしても納得がいかない、その調査はおかしいのではないかということが出た時に、今度は市長が判断をして、この 30 条の 2 という組織をまた第三者機関として調査できることになります。それで、この第 28 条の 1 の組織による調査は公平性がきちんと確保できていたのか、調査が適切だったかをチェッ</p>

クするそういう役割を担うことになります。そのための市長部に設置する附属機関，第三者機関ということになります。

○委員長

今の吉村委員の発言に関して、私の意見です。別に隠すことではないと思うので、パブリックコメントを求める時に、ここが変わったとか、こういう形で国も市も動いているということが分かりやすい説明はできないものですか。

これは新しい方針で、新潟市もそれに加わり、さらに付け加えましたと説明されても、一般の市民にはなかなか分かりにくいと思うのです。パブリックコメントでもなかなか説明できていない部分があります。私どもがこれを見ても、どこがどうなったのか分かりにくいのです。附帯事項というか追記というか、参考のために示していただくほうがいいのではないかと思います。もうまもなくパブリックコメントなのでしょう。

○学校支援課長

私どもも非常に分かりにくいと思っています。基本方針はこのままお出しするとともに、それに加えて、少し説明というか、少しかみ砕いたものを、用意できればと思っています。

○委員長

ぜひお願いしたいと思います。これは関心が高い問題ですから。せっかくパブリックコメントを求めるなら、何がどう動いているのかが市民の皆さんにより分かりやすく示すことが求められるのではないかと思います。

○織田委員

委員長と同意見です。一般の市民の方はもちろんいじめは大変なことだ。あってはいけないことだという概念をお持ちです。いじめを防ぎ、無くすためにこれまでの教育委員会の施策はこうで、学校はこういうことをしてきた。しかしまだ不十分であるとすれば、今後、新潟市はそういう事態を招かないために、どのような人たちから、どうやって意見を広くもらって施策に生かすのかとか、先ほど第14条の1で掲げられたように、地域の中にいじめ防止の土壌作りというか、そういう意識を高めて、みんなで見逃さない意識を作っていこうという組織を作るとか、さらにまた教育委員会の附属機関として、専門家によるもっと具体的に教育委員会はこうしていったらいいみたいな指導、助言ができるような委員会を常設して、常にその問題について考えていくような組織を作るみたいな、そういう具体的でわかりやすい表現の問いかけ方で示す方がパブリックコメントを求めやすいと思います。そうでないと、逆に市民の方に失礼かなと思います。

分かっている当たり前ではなく、専門の方はお分かりになっているかも知れないけれども、一般には分からなくて当たり前なので、とにかく分かりやすくして頂きたい。

どこがどう変わるのか。こうしたらどういう良いことに、つ

まり、より新潟市の教育行政がしっかりしたものになるのか。より子どもたちを守りうる学校になっていくのか。そういう大事な事がすっきりとわかりやすい資料で、ご提示いただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○学校支援課長

少し確認ですけれども、国のいじめ防止対策推進法がまずあって、そして国の基本方針があって、新潟市はこれらを受けて、このような組織を作り、方針を固めますということが、ある程度関連して分かるというものでよろしいでしょうか。

○織田委員

国の法的な根拠を基にぐらいの表現で大丈夫ではないのでしょうか。あとは脚注か何かで、条例を変えてこういう組織を作るので、この組織を作るためにはこの法令に基づいています。というような説明があれば、必要に応じてお読みになると思います。一般市民の感覚としては、条項のどこをリンクしているかよりも何をどう変えて、安心安全のためにどう動くのかということを知りたいのではないかと思います。

○沢野委員

織田委員がおっしゃることはすごくよく分かります。いじめ問題は、本当に保護者はすごく関心があります。皆さんが言われるように、難しい言葉ではよく分からないということもあります。この組織は、こういった団体の代表が地域で動いて、そこで未然防止に取り組むとか。これは第三者委員会で、専門家が入って取り組むとか、そういう説明があると分かりやすいと思うのです。保護者に、分かりやすく表現していただけると意見もたくさんいただけると思います。

織田委員

委員会の名称ですが、「いじめ問題等対策委員会」「いじめ問題対策連絡協議会」など良く似ていて混同しそうな名前はなるべく避けていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○佐藤委員

質問です。新しい法律の中に、いじめをしている当該児童に対して懲戒を加えることができると書いてあります。その辺がこの中にはまだ出ていません。懲戒の程度を、新潟市教育委員会としてはどう考えるかということを示したほうがいいと思います。学校教育法第35条は、児童の出席停止を命ずることができるという規定です。それは出席停止ですけれども懲戒です。懲戒というのは、これもいろいろあるわけですね。やはり新しい法律で出てきているということは、今までだったら、叱られて終わりだったことが、違う話になるわけですね。その辺も、このいじめ対策推進法の抜粋で、争点になると課長は示したと思うのです。けれども、やはり参考資料として、法の条項の全文をつける必要があると思います。その前後の法律の条項の中で関連付けられているものが結構あります。その辺はやはり必

要になると思います。今後そういったものがあれば、是非そうしていただきたい。法律の条文であればインターネットで見られるし、紙も無駄ですからいいのですけれども。その辺も一つ示唆していただければと思います。

○学校支援課長

いろいろご意見伺う中で、どういうお示しの仕方をするかということが、非常に大切になると感じました。

○委員長

パブリックコメントを求めるのに示す部分はそれがすべてです。

○学校支援課長

この方針を、こういうようにしたというところに至る部分の説明がどの程度できるかという難しさがあります。それと、もう一つ、具体的な組織名を入れ込んでしまうと、これからまたお願いをしていく中での難しさもあります。その辺をどういう形でどこまで表せるか、またよく考えてみます。できるだけ市民の方々に分かりやすいように努めたいと思います。

○佐藤委員

いじめ防止がやはり最大の案件ですから、それに求められる教員のスキルをどう上げていくのか。これをこの基本的な方針に入れたほうが、パブリックコメントを求める場合には、いいという気がします。だから、子どもたちの教育だけでなく、教員がいじめ防止のスキルアップにどういった研修が必要かということも、議論すべき争点になると思うのです。それを踏まえて懲戒を加えられるということになります。教員にこういう指導と研修をした上で、懲戒が可能ということにならないといけない。感情で叱られたという気が、またたまらないわけです。そういうところが、少し争点になりそうな気がするのです。意見として申し上げます。

○学校支援課長

今、佐藤委員がおっしゃったのは、学校として分かる授業、できる授業をやるということでしょうか。一人一人を生かす教育が充実するということはこのレベルで入れたのですが、それよりさらに踏み込んでということでしょうか。

○佐藤委員

踏み込んだほうが私はいと思います。分かる授業、できる授業は当たり前ではないですか。これは別にいじめとかという問題ではないとは思いますが。

○委員長

佐藤委員が言われたのは、いじめのサインをどうやって教員が察知するのか。どういうことが、その芽なのかを察知するスキルをあげることを方針にいれるということだと思います。そういうものは、事務局では、研修と言っているようですが、現場で次からはこういう方針をより鮮明にしていくとか、そういうことを具体的に書かれたほうがいいと思うのです。

○学校支援課長

お話が少し違うのは、いじめを生まないということは、基本的にチェックでは生まない、防止できないですよ。いじめの

芽は幾らやっても摘まないことにはつながりません。結局、いじめを生まないようにするには心の安定を図るとか、だれもが居場所があるとか、だれとも仲良くできるとか、そういうところがいじめの未然防止をするために、学校としては大きくなる。だけど、その中でチェックもやって見逃さないということが、今の齋藤委員長のお話と思うのです。そうすると、スキルアップをして、まず分かる授業、できる授業、一人ひとりを全部もれなく生かしていくような教育活動が進んでいくような、そういう教員の力量を上げていくための施策、そこまで踏み込むということですか。

○佐藤委員

そういうことです。もちろん、必ず物事が顕在化するときには隠れた100の事象がある。その隠れた事象は何か、それをいかに早く察知するかが最大のポイントです。それがどういう事象かというのは、絶対に事例があるはずです。いじめが顕在化した学校の子どもたちの状況とか、教員の状況とか、そういうところに隠れた事象があるはずなのです。この前の中学校では全然連携が図れていなかったとか、必ずどこかに原因があるわけです。それをきちんとデータとして集積をして、それをチェックリストの中に入れていくということです。そのために、こういうことを日常注意しなさいとか、それは教育の最前線の現場にいる教職員の皆さんが一番よく分かることなのです。そうしたことも取り組みますということの基本方針に入れる必要があると思います。もちろん、文言はそんなに詳細にはできません。そういうことです。

○委員長

それに関連して言わせていただければ、新潟市はこれまでも教育委員会からの指示に基づいたり、アンケートに基づいたりといろいろと現場で取り組んでいるわけです。さらに、こういうものを踏まえて、国の方針を受けて新潟市はこういうものに取り組むと示してもいいのではないかと思います。なかなか具体的に示すというのも難しいかもしれない。例えば、示せるかどうかは別にして、年1回の研修を年2回にするとか、新しい視点の研修会を設けてみるとか。これまでやってきたものに上積みすることでより効果のあるというか、分厚いものにしていくというものです。新潟市の取り組み、教育委員会の取り組み、基本的な方針の中に分かりやすく入れられたらいいのではないのですか。私は変な意味で言っているのではなくて、危惧の念で言っているのです。今まで何もやっていないのかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、ここまでやってきているのですよ、さらにここをバージョンアップしますよと示す。そういうものが、分かりやすく、具体的に示されたら、よりいろ

いろなコメントが返ってくると思います。すると市民の皆さんも、市では、こう取り組んでいるのだとか、市民も取り組まなくてはいけないとか、そういう理解度も進んでいくのではないかと思います。

○学校支援課長

分かりました。では、今までいただいたご意見を踏まえて、あくまでも方針というレベルで、どの段階まで落とせばいいかということも含めて、もう一回よく検討していきたいと思ます。

○委員長

そのほか、よろしいでしょうか。それではこれで、臨時会を終了いたします。

第4 閉会宣言

○委員長

午後3時00分、閉会を宣言する。

第5 協議会

○委員長

午後4時30分、協議会の開会を宣言する。

「平成27年度以降の新潟市教育ビジョンについて」教育政策担当課長に説明をいただきます。

○教育政策担当課長

現行の教育ビジョンは、政令指定都市新潟の教育の方針を示すために、平成18年度に策定いたしました。そして、平成19年度から21年度までの3か年を前期、そして平成22年度から平成26年度までの5年間を後期として、それぞれの施策、事業に着実に取り組んできたところです。

これまで新潟市の児童生徒の学力、体力の向上や豊かな心の育成では、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査でも国や県の平均を上回る成果を上げております。また、教育ビジョンの中心施策である学・社・民の融合による教育における地域と学校パートナーシップ事業でも、当初の目標より1年早く、今年度、特別支援学校を含む市内全小中学校に地域教育コーディネーターの配置が完了したところです。そして、各学校では地域の状況に応じた活動を展開し、保護者はもとより多くの市民から「地域教育コーディネーター」の活動を支援していただき、その結果、六つの小学校が文部科学大臣表彰を受賞するなど、着実な成果を上げております。

このような新潟市教育ビジョンも残り1年となり、平成27年度以降の新潟市教育ビジョンについて考える時期ということから、その策定する体制、内容、方向性について、協議をお願いいたします。

1 教育ビジョン第3期実施計画の位置づけ、2 教育ビジョン第3期実施計画の概要を説明させていただきます。教育委員会事務局としては、このようにさまざまな成果が現れ、市民に浸透しつつある現行の教育ビジョンの根幹である基本構想に

については、平成 27 年度以降についても継続していくべきではないかと考えており、ビジョンの三つの基本目標や三つの目指す方向については大きな変更を加えずに、平成 27 年度以降も進めていきたいと考えております。

そこで、国の第 2 期教育振興基本計画の期間や次の学習指導要領改訂時期を考慮し、平成 27 年度からの 5 か年をこれまでの前期、後期に引き続いて第 3 期実施計画と位置づけ、これまで行ってきました施策や事業を「継続 (NEXT)」の観点から見直すとともに、「新機軸 (NEW)」の観点で新たな教育課題に対応した施策や事業を加えて再構築したいと考えております。このような考え方から、表題を「学・社・民の融合による教育《NEXT & NEW》」、副題を「新潟市教育ビジョン第 3 期実施計画」としたところです。

この第 3 期実施計画の策定に当たっては、国の第 2 期教育振興基本計画の理念を反映させることとともに、平成 27 年度から実施される新しい新潟市の総合計画とも十分調整を図って実施計画を構築していきたいと考えております。

3 教育ビジョンの第 3 期実施計画の方向性をお願いいたします。これにつきましては、基本目標については大きな変更はありませんが、目標の二つ目、「生涯を通じて学び育つ、創造力と人間力あふれる新潟市民」とさせていただきました。これについては、新たに創造力という文言をつけ加えたところです。これは国の第 2 期教育振興基本計画の中では自立・協働・創造の三つのキーワードが謳われております。そういったことから、この新潟に生まれ育つ新潟市民がこれからの世界において欠かせないキーワードであると考え、つけ加えたものです。この図の中にあります NEXT, NEW の例ですが、これについては、現在考えられる例ということで示させていただきましたが、今後、市民及び有識者の皆さんからの評価やニーズ調査等を実施していきたいと考えておりますが、それを踏まえた内容をさらに検討していきたいと思っております。

4 の施策評価と事業改善イメージをお願いいたします。第 3 期実施計画については、時代の変化に機敏に対応するため、5 か年の施策や事業への取り組みについて、柔軟性を持たせることが必要だと考えております。5 か年を通して取り組む中核的な施策や事業がある一方、事業の成果や時代の変化に対応してリニューアルする施策や事業、また、期間の途中から新たに立ち上がる施策や事業があるなど、施策や事業の内容、方法、実施期間など、柔軟性を持たせていきたいと考えています。

5 策定に向けた体制については、教育委員会内の課や機関

などで構成するプロジェクトチームを中心に準備を進めてまいります。教育委員会だけではなく、市長部局との連携も図っていく体制が必要だと考えております。

最後の6の策定手順ですが、今後、市民や有識者、保護者や教職員へのアンケートを実施していく中で、現行の教育ビジョンの評価や第3期の実施計画へのニーズを把握していきたいと考えております。それらを基に、今年5月をめどに素案を作成し、その後、関係各方面での意見交換や政策調整などを経て、来年の2月までには第3期実施計画を策定するスケジュールを考えております。

ご説明したこれらの方向で新潟市教育ビジョンの第3期実施計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

では、私から一つ。5番目、策定に向けた体制です。これはこれまでの第1期実施計画や第2期実施計画の中でも同じような形でプロジェクトチームを組んでやってきたということではないのですね。

それから、NEXT、NEWについては、市民及び有識者からの評価やニーズ調査に基づいてその内容を検討し決定する。これは具体的にはどのようなイメージを持てばいいのですか。

○教育政策担当課長

次の実施計画を策定するに当たっては、現行の教育ビジョン、評価をいただく必要があろうかと思ひております。そして、教育に関して、次に何に取り組むべきなのかという関心も市民の皆様からもいただく必要のあるのではないかと。その部分で、教職員、保護者あるいは社会教育に携わる方、あるいは市民の方からアンケートをとり、お考えをお聞きするというイメージです。

それと、有識者につきましては、教育ビジョンの、毎年評価、点検をいただくために、教育ビジョン推進委員会というものを設けております。その教育ビジョン推進委員会の皆様からのご意見をいただくという形で考えているところです。

○吉村委員

今、ご説明いただいたこれは、策定のための資料、こういう基本的な方向といった、これは外に出すものですか、内側の提示資料なのですか。

○教育政策担当課長

これについては、公開の教育委員会に示しており、どういう場面でこれが使われるかはありますが、こういう方向性で平成27年度からについての実施計画を策定する、基本構想やそういったものは継続していくという方向性を教育委員会で決定いただくための参考資料です。したがって実際の実施計画を作るに当たっては、これを外部に積極的に出していくということは考

えておりません。

○吉村委員

私がなぜ聞いたかという、その文言を気にしたのだけれども、これはこれから取り組んでいくので、そういう意味で資料的なものでもあるのだということの問題ないのですか。あまりにきれいな資料なものだから、万国共通くらいに出すのかなど。

○教育政策担当課長

これから原案を作成してまいりますので、ここにNEXT, NEWのような文言、あるいはそういったものについてはこれから検討していくというものです。ですから、ここに例として書いたものが最後まで残るわけではありませんし、また新たなものもつけ加わっていくというイメージであります。

○委員長

意見です。これまでやってきた、今、課長が説明してきた実績、基本目標は変えないということですね。それをもう少し強調したほうがいいと思います。前回は、佐藤委員から話があったのでしょうか。NEXT&NEWですか、工夫が感じられますが、これまでの実績をきちんと前面に押し出して、ですから基本目標は変わりませんということ、その中でNEXT, NEWも含めて対応することが第3期になりますということ、これが分かるような説明や広報をされたほうがいいと思います。

今、説明はありましたが、一言も書いていないのです。これはそういう広報の資料ではないかもしれませんが、その辺をきちんと踏まえて、あくまでNEXT&NEWということを示していただければいいのではないかと、私は個人的には思います。

○教育政策担当課長

現行の教育ビジョンの評価の中で、継続していくべき、あるいは基本目標となる三つの方向性は大きく変えるべきものではないというような声、そういった裏付けから、NEXT&NEW平成27年度からはどうなのだというような示し方を工夫していきます。

○佐藤委員

では、まずはアンケート調査から始まるのですね。そのアンケート調査の調査内容の案を早めに見せてください。

○教育政策担当課長

分かりました。

保護者の皆さんへのアンケートにもなりますので、なかなか教育ビジョン、どうですかと言っても答えにくい部分があるかと思いますが。意見をもらえるような調査票にしたいと思っています。

○沢野委員

いいですか。今おっしゃったように、保護者の方からもアンケートをもらうときに、もっと分かりやすく、ぜひ、お願いしたいと思います。

○教育政策担当課長

分かりました。

設問も工夫は必要ですし、数も膨大な質問ではなかなかアンケートに答えてもらえないこともありますので、その辺も工夫

したいと考えています。

○織田委員

アンケートの対象はどのくらいですか。全市全部するのですか、それとも抽出ですか。

○教育政策担当課長

全市調査となりますと何万人となります。ただ、統計学的にはある程度のサンプル数があればその傾向はつかめると言うことですので、必要最小限の数でアンケートをとりたいと思います。抽出という形になりますが、すべての学校の保護者から答えていただくようなサンプル数といえますか、割り振りをしたいと思います。

○吉村委員

課長ではなくて、後ろに控えている人に。

教育ビジョンにかかわって、各学校が学校評価を必ずしますよね。そのときにさまざまな方から、保護者からももらっていますよね。あのところに必ず教育ビジョンの3本柱のところが入っているはずですが、どうですか。そうまでも強くはないですか。なぜこう言ったかという、各学校あのようにさせているわけですから、それも有効活用すべきだろうと思うし、各学校でかなり分析を加えていますので、すべてゼロで保護者や市民にばらまくのではなくて、使えるものは学校のそういう毎年の評価も使うべきかなと思って聞いたのです。教育ビジョンにかかわるということは、どの程度の数を盛り込んでいくのか。

○教育総務課企画室
副参事

基本目標の三つのこのレベルでは学校評価にはない、これを実現するための具体策のところ、例えば、学力はこうだとか体力はこうとか、そのようになっているかと思います。

○吉村委員

では、その際は、学校のそういうものを使えるかどうかということは、せつかく命令してやらせているわけですから、使えるものは使うように。

○教育総務課企画室
副参事

ただ、先ほど言いましたように、子どもに関するところはそういったもので具体が落ちているので、委員おっしゃるように、せつかくあるものを活用するということは必要だと思うので、その辺、また工夫しながらやっていきたいと思います。

○教育政策担当課長

それぞれの課でいろいろな調査をやっていますので、そういったデータ等も活用させていただくことも、考えています。

○委員長

午後4時45分協議会閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員